大阪府医師会(公印省略)

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザへの対応に係る オンライン診療活用のための医療法上の臨時的な取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 厚生労働省の標記事務連絡に関し、大阪府より通知がありましたので情報提供いたします。 詳細につきましては、国事務連絡をご参照ください。 貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●国事務連絡より抜粋

医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)上の臨時的な取扱いについて、下記のとおり整理したので、これを御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申し上 げる。

- 1. 現に運営している病院又は診療所の管理者が、地域医師会による休日夜間診療所等、当該病院又は診療所とは別にオンライン診療を集合的に提供する医療機関(以下「オンライン診療実施医療機関」という。)を管理する場合には、医療法施行規則(昭和23 年厚生省令第50 号)第9条第3項第2号で定める「その他都道府県知事が適当と認めた場合」に該当し、法第12 条第2項第5号に該当するものとして、同項の都道府県知事等の許可を行うことができること。また、この場合において、同項の許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないが、管理者がその管理するオンライン診療実施医療機関の運営に支障を来すことなく、医療の安全が十分確保されることを都道府県知事等が確認する必要があること。
- 2. 病院又は診療所の管理者については、法に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として常勤であることが求められるが、オンライン診療実施医療機関の管理者については、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤ではない医師を選任しても差し支えないこと。
- 3. 現に運営している病院又は診療所の管理者が、オンライン診療実施医療機関管理者となること等を理由として、現に運営している病院又は診療所において一定期間診療に従事しない場合には、当該管理者が必要に応じて一時的に管理者に代わる医師を確保する(複数の医師による協力を得て開院日毎に管理者に代わる者を確保することを含む。)とともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、医療法施行令(昭和23 年政令第326号)第4条第3項及び第4条の2第2項で規定する届出は行わずに当該病院又は診療所における診療の継続を認めることとして差し支えないこと。

●通知掲載先

検索エンジンで「大阪府 令和4年度「病院・診療所等 への通知等」でもアプローチ可 https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/r4-kunituuchi.html



●大阪府通知に関する問い合わせ先 大阪府健康医療部 保健医療室保健医療企画課 医事グループ 施設担当

TEL:06-6944-9170 (直通)

大阪府医師会・地域医療1課(06-6763-7012)